

平成 25 年 7 月 3 日
第 189 回都市計画審議会

練馬区都市計画マスタープラン変更素案の作成について

1 都市計画マスタープランの改定について

都市計画マスタープランの改定に関しては、その第 8 章に「評価と見直し」についての項目を設け、その考え方を記載している。

練馬区まちづくり条例(平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号。以下「条例」という。)においては、都市計画マスタープランを区のみちづくりの基本計画とし、区民等、事業者、区にその遵守を位置付けるとともに、変更に関する手続きを定めている。

2 都市計画マスタープラン変更素案の作成について

条例の規定に従って、平成 24 年度は、「都市計画マスタープラン実施状況報告書」を作成した。平成 25 年度は、練馬区都市計画マスタープラン変更素案を作成する。そのため、条例の規定に基づき区長から練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会に対して、平成 25 年 4 月 26 日付で「練馬区都市計画マスタープラン変更素案の検討について」諮問したところである。

平成 26 年度は、変更素案を踏まえて、条例の規定に従って改定手続きを進めて、改定都市計画マスタープランを決定する。

3 区民意見交換会について

都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の全体像を示し、個別の都市計画の方針となるとともに、地域における住民主体のまちづくりの指針ともなるものである。そこで、広く区民参加を得て、都市計画マスタープランのみちづくりの方針等について区民の意見を聴取するため、平成 25 年度は区民意見交換会を開催する。

区民意見交換会については、都市計画マスタープランの目標とするまちの将来像、まちづくりの方針の項目ごとにワークショップ形式で進める。

4 区民意見の聴取について

区民意見の聴取については、区民意見交換会の他、まちづくり関係団体等へのヒアリングを実施する。更に、区民の主体的なまちづくり活動の支援に取り組んでいる公益財団法人練馬区環境まちづくり公社・練馬まちづくりセンターにおいても連携した取組みを行う。

5 これまでの経過

《平成 24 年度》

7月12日	環境まちづくり委員会	改定について報告
7月25日	都市計画審議会	同上
9月	区民アンケート（3000名無作為抽出）	
10月4日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書の作成報告
11月4日	ワークショップ	
11月5日	都市計画審議会	実施状況報告書の作成報告
12月19日	環境まちづくり委員会	実施状況報告書報告
12月26日	都市計画審議会	同上
1月11日～	実施状況報告書公表、意見書の受付、説明会実施 まちづくり関係団体ヒアリング	
3月11日	環境まちづくり委員会	改定方針等報告
3月21日	都市計画審議会	同上

《平成 25 年度》

4月1日	区民意見交換会の公募（参加54名）	
4月26日	都市計画審議会・部会への諮問および検討（全7回予定）	
5月～	区民意見交換会（ワークショップ形式・全9回予定）	
5月21日	環境まちづくり委員会	変更素案作成について
6月～	区民ヒアリング等、まちづくりセンターによる取組	

6 今後の予定

《平成 25 年度》

10月	中間のまとめ
3月	部会からの答申（変更素案）

《平成 26 年度》

変更の原案公告および縦覧、説明会実施、意見書提出
変更の案公告および縦覧 意見書提出
計画改定